

学校法人洗足学園評議員の報酬に関する規程

制定 2025 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人洗足学園(以下「学園」という。)の評議員の報酬について定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、学園の評議員に適用する。

(報酬額の決定)

第 3 条 評議員の個別の報酬月額は、別表 1 により決定する。

- 2 前項の報酬月額については、月の途中で評議員に就任または退任した場合でも全額を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 前条の報酬の支給時期は、毎月 25 日(ただし、支給日が休日の場合はその前日)とする。

- 2 評議員報酬は、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(出張旅費)

第 5 条 評議員が法人業務のために出張をする場合は、その旅費等について実費を支給する。

- 2 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会で決定する。

(事務の所管)

第 7 条 この規程に関する事務は、法人本部人財が所管する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

【附 則】

第 1 条 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

評議員の選出条項	報酬月額（税込）
寄附行為第 3 2 条第 1 項第 1 号	50,000 円
寄附行為第 3 2 条第 1 項第 2 号	100,000 円 ※
寄附行為第 3 2 条第 1 項第 3 号	

※交通費を含む